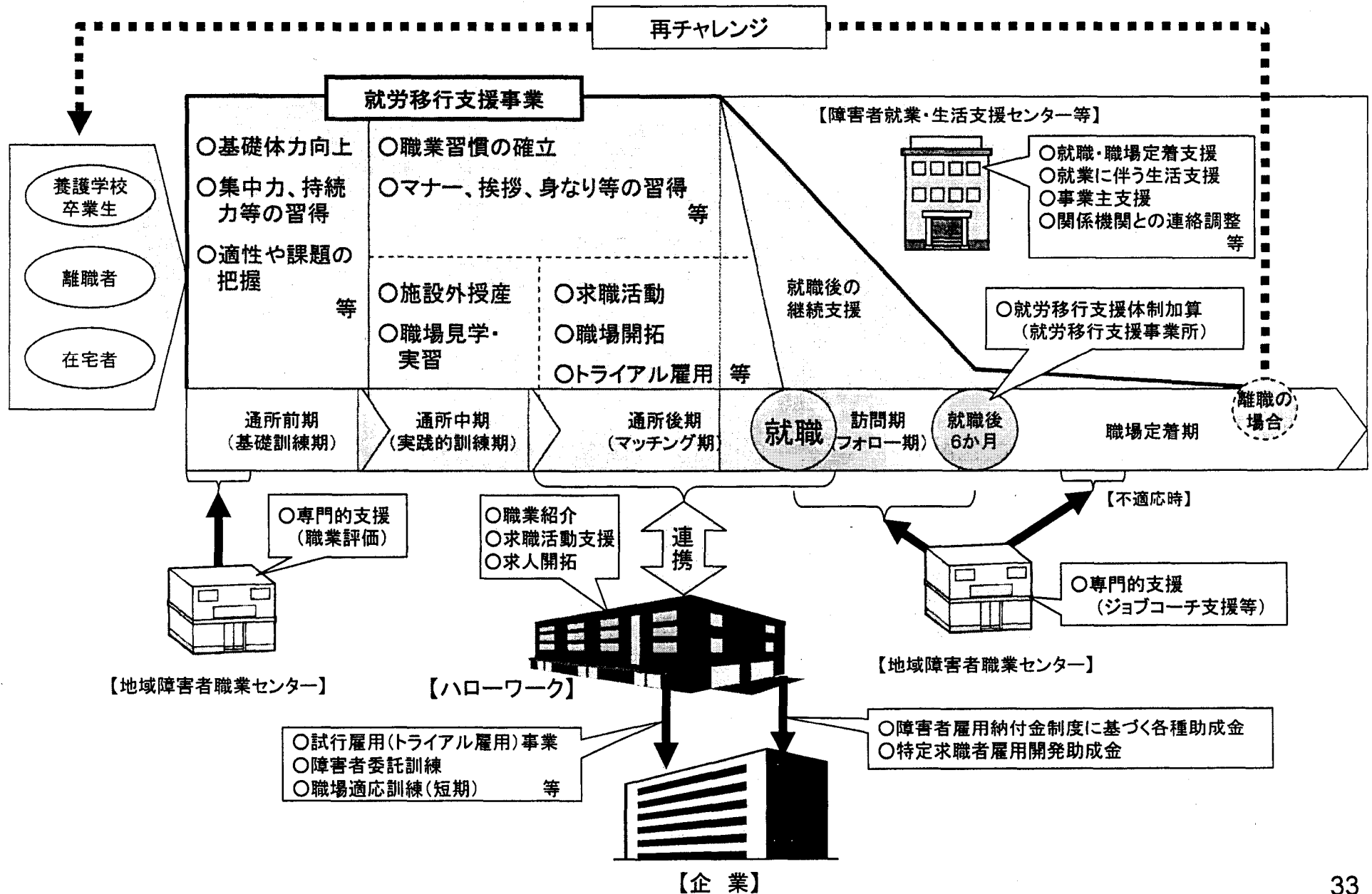


# 就労移行支援事業と労働施策の連携



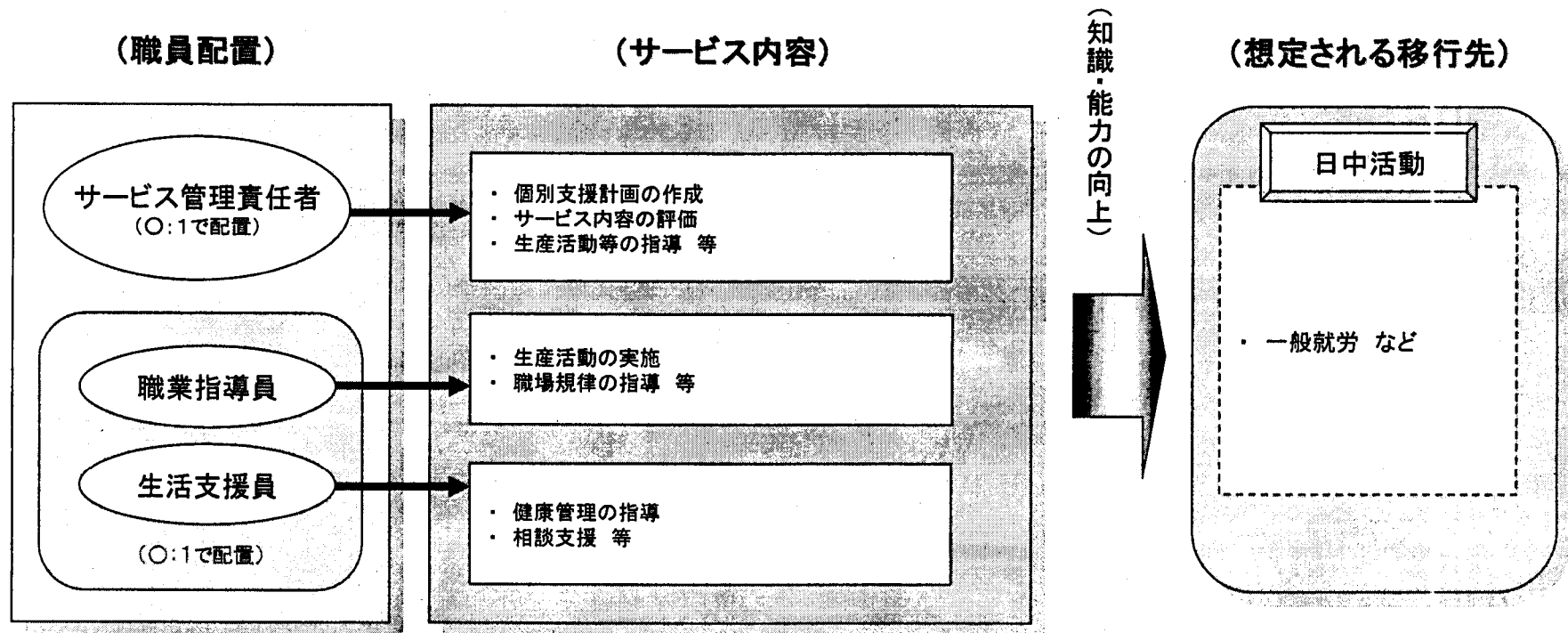
# 就労継続支援(雇用型・非雇用型)事業

## (雇用型)

- 一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施。

## (非雇用型)

- 一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施(雇用契約は結ばない)。



※1 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供。

※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労等への移行を支援)。

## 【ポイント(雇用型)】

### 1. 障害者以外の雇用

- 生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、一定の範囲内で、障害者以外の者の雇用が可能。

### 2. 定員規模の緩和

- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、最低定員の基準を緩和し、10人から事業実施が可能。

## 【ポイント(非雇用型)】

### 1. 目標工賃の設定

- 利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者ごとに平均工賃の目標水準を設定することとし、平均工賃実績と併せて都道府県知事への報告、公表を行う。

### 2. 目標(工賃水準)の達成度に応じた評価

- 就労等の機会の提供に相応しいサービスを確保する観点に立って、工賃水準に着目して事業の達成度を評価するため、事業者の平均工賃が、地域の最低賃金に対して一定水準(1/3)に達し、かつ、目標水準を上回る場合、報酬上評価を行う。また、平均工賃が地域の最低賃金に対して著しく低い場合、事業者は改善計画を作成するとともに、都道府県が重点的に指導することとし、それでも改善されない場合における減算措置の導入について、実施状況等を踏まえ、今後、検討。
- 事業者の指定にあたり、平均工賃が工賃控除程度の水準を上回ることを要件とする。

### 3. 雇用型への移行支援

- 非雇用型から雇用型への転換を促進するため、事業者の平均工賃が地域の最低賃金の一定水準以上であって、かつ、雇用型事業所への転換計画を作成して取組を強化する等の場合、一定期間に限り、報酬上評価を行う。

### 4. 生産活動の利用支援

- 重度の障害等により、生産活動への従事に当たり手厚い支援を要する者が、利用者の一定割合に達している場合には、これに要する人員配置を報酬上評価する。

# 児童デイサービスの見直しについて

## 支援費制度(予算補助)

### 〈対象者〉

- 法律上、支援費の対象となる障害児は、18歳未満が対象。
- ただし、児童デイサービスについては、国庫補助の対象児童を年齢で限定。早期療育の効果の高い範囲として、「幼児を原則とし、小学生も可」としている。
- サービス内容は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団への適用訓練。

### 〈問題点〉

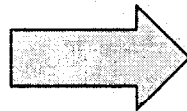
- 療育を目的としたサービスであるものの、実態は、療育サービスと放課後対策的なサービスが混在。

見直し

## 障害者自立支援法(法律補助)

原則として、以下のような整理とする。

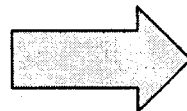
療育を必要とする児童



個別給付(介護給付)  
児童デイサービス

※市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

放課後対策、レスパイト



地域生活支援事業  
タイムケア

## 個別給付(介護給付)

### 〈新制度における児童デイサービス〉

#### ○(原則)児童デイサービス

対象者 :療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)

就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする(年齢要件なし)。

事業内容 :療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。  
指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。  
個別プログラムに沿った集団療育を行う。

人員配置 :指導員又は保育士(現行の配置基準(15:2)より手厚い配置)に加え、サービス管理責任者を必置。

報酬単価 :現行の基準単価+ $\alpha$

#### ○一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導の検討

支援費制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、一定の期間内(3年を想定)は現行制度の事業所を指定児童デイサービス事業所とみなす経過措置を設ける。

対象事業者は、支援費制度上の児童デイサービス指定事業者に限り、新規は認めない。

対象者 :療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)

幼児を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする(年齢要件なし)。

事業内容 :指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。個別プログラムの策定。

人員配置基準 :指導員又は保育士、○:○

報酬単価 :現行の基準単価より低く設定

### 〈見直し時期〉

平成18年10月～

(児童デイサービスの在り方については、3年後の障害児サービス全体の見直しの中でも検討を行う。)

## 地域生活支援事業(市町村)

### 障害児タイムケア事業

養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と家族の一時的休息を目的として、小学校の空き教室等で中高生等障害児を預かるサービス